

# 朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和8年3月2日

選挙管理委員会事務局

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開催日時	令和8年3月2日（月） 午前10時00分から 午前10時31分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
会議録の確認方法  委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和8年3月2日(月)  
午前10時00分から  
午前10時31分まで  
朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 選挙人名簿関係
  - 議案第30号 選挙人名簿に登録する者について
  - 議案第31号 選挙人名簿から抹消することについて在外選挙人関係
  - 議案第32号 在外選挙人名簿から抹消することについて選挙管理委員会規程関係
  - 議案第33号 朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示についてサイバーセキュリティ関係
  - 議案第34号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について
- 5 その他
- 6 閉会

---

出席委員(4人)

委員長	細田 昭 司
委員長職務代理	加藤 洋 子
委員	金子 智恵子
委員	藤井 尚 夫

欠席者 なし

---

事務局(3人)

事務局	選挙管理委員会事務局次長	高橋 陸 至
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	三上 将 平
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係主任	三井 正 規

---

## 資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第30号 選挙人名簿に登録する者について
- ・ 議案第31号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和8年3月2日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第32号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者数
- ・ 議案第33号 朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について
- ・ 参考資料 朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示
- ・ 参考資料（改正前）朝霞市選挙管理委員会規程
- ・ 議案第34号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について
- ・ 朝霞市情報セキュリティ基本方針（案）
- ・ 参考資料 朝霞市情報セキュリティポリシーの改正について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。第51回衆議院議員総選挙につきましては、委員各位、選挙管理委員会事務局並びに多くの皆様の御尽力によりまして、無事に管理執行できましたことを本席を借りまして厚く御礼申し上げます。なお、この件につきましては、日程第5、その他で反省会を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。それでは日程に従いまして進めさせていただきたいと思います。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、金子委員、お願いいたします。

○金子委員

はい。よろしく申し上げます。

◎4 議題 選挙人名簿関係

議案第30号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第31号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程4、議題でございます。「議案第30号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第31号 選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは提案理由の説明をお願いいたします。三井主任。

○事務局・三井主任

議案第30号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。令和8年3月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、330人。女、269人。計、599人でございます。

続きまして、議案第31号を御説明申し上げます。

選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。令和8年3月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、362人。女、332人。計、694人でございます。

1枚おめくりください。

資料の概要について御説明申し上げます。1番の登録につきましては、先ほどの議案第30号の内容でございまして、転入が令和7年10月27日から令和7年12月1日の方。年齢要件につきましては、平成20年2月10日から平成20年3月2日までに生まれた方が該当となっております。続きまして2番の抹消につきましては、議案第31号の内容でございます。

転出につきましては、令和7年10月8日から令和7年10月31日まで。死亡につきましては、令和8年2月8日から令和8年3月1日まででございます。3番の市内転居につきましては、令和8年2月19日までで処理をさせていただきました。

4番の選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、及び1/3の数につきましては、下段のところにそれぞれ載せてございます。次に裏面を御覧ください。

今回の定時登録によりまして、男が、5万9,890人。女が、5万9,754人。合計としまして、11万9,644人でございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

初めに、議案第30号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第30号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第31号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第31号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

#### ◎4 議題 在外選挙人関係

議案第32号 在外選挙人名簿から抹消することについて

##### ○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第32号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。

直ちに提案理由の説明をお願いいたします。三井主任。

##### ○事務局・三井主任

議案第32号 在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。令和8年3月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、0人。計、1人でございます。

1枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。

次のページを御覧ください、今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、55人、女、57人、計、112人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第32号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 選挙管理委員会規程関係

議案第33号 朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について

○細田委員長

次に、選挙管理委員会規程関係でございます。

「議案第33号 朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について」を議題といたします。

直ちに提案理由の説明をお願いいたします。高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第33号、朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について。

朝霞市選挙管理委員会規程（昭和39年朝霞市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正することについて議決を求める。令和8年3月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

第21条第2項及び第3項並びに第22条第5項中「専門員」を「副主幹」に改める。附則。

この告示は、令和8年4月1日から施行する。次のページを御覧ください。参考資料となっておりますが、さらにその次のページでございますけれども、朝霞市選挙管理委員会規程というのが現在の規定でこの中の1ページまた戻っていただきますと、改正後改正前の参考資料のとおりでございますが、第21条と第22条におきまして、専門員を副主幹に改めるもので、こちらにつきましても、朝霞市職員の職名に関する規則の改正がございまして、それに併せまして、選挙管理委員会事務局に置く職の設置とその職名について専門員から副主幹に改めるものでございます。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

初めに、議案第33号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第33号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 サイバーセキュリティ関係

議案第34号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

○細田委員長

次に、サイバーセキュリティ関係でございます。

「議案第34号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。高橋次長。

○事務局・高橋局次長

議案第34号、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について。朝霞市選挙管理委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針について別紙のとおり定めることについて議決を求める。令和8年3月2日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙を御覧ください。こちらに朝霞市情報セキュリティ基本方針案というのがございます。こちらについて定めることによりまして、サイバーセキュリティを確保するための方針とさせていただきますというものでございます。まずサイバーセキュリティとはどういうものかと申し上げますと、インターネットとかコンピューターを安心して使うことができるように、情報が外部に漏れたり、コンピューターウイルスに感染してデータが壊されたりして使えなくなることのないような対策のことです。参考資料といたしまして、何枚かおめくりいただくと、朝霞市情報セキュリティポリシーの改正についてということで、元々で市としては、サイバーセキュリティに関する同様なものを市全体として持っていました。今回で、国の方針が変わりまして、各執行機関でそれぞれ作るか、もしくは執行機関連名で、方針を作るよということ、通知がありました。それに基づきまして、朝霞市としては各執行機関がそれぞれ市長と共同で策定する方針でいこうということになってございます。この本案については市長部局であるデジタル推進課の方において作成しましたので、改めまして、選挙管理委員会で独自に考えるというよりはデジタル推進課が作成した市長部局のものと共同して策定することが効率的ではないだろうかということで、デジタル推進課のみで作成した案をそのまま今回の議題として上げさせていただいたものでございます。この改正につきましては、今年の4月1日から施行するということ、を予定しているものでございます。以上でございます。

○細田委員長

市と一体となってやるということですか。

○事務局・高橋局次長

はい。

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

初めに、議案第34号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第34号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。

先ほど申し上げましたが、第51回衆議院議員総選挙について、何か委員さんの方で何か御意見ございましたら承りたいと思います。何かございますか。よろしいですかね。

事務局はありますか。

○事務局・高橋局次長

はい。何点か報告がございます。まず時系列に沿いまして、12月の市議会の御報告でございます。12月の市議会で議案に対する質疑、朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、外山委員、石川議員、黒川議員、田辺議員からそれぞれ質問がございました。内容につきましては、見込まれる増加の予算について、具体的な内容について、どういうものか等でございます。結果、こちらの事案につきましては、可決をされたものでございます。同じく12月の議会でございますが、駒牧議員から電子投票について一般質問がございました。質問の趣旨といたしまして

は、開票時間の削減と、投票の誤記載による無効票をなくすため、本市で電子投票を導入することについて考えはあるのかということでございます。これについては情報収集に努め、他の自治体の動向を注視していくということで、答弁をしております。

続きまして1月の臨時議会の報告でございます。過日、実施されました衆議院総選挙の執行に係る予算について、1月14日に市長の御決裁を受けているところでございます。このことで市議会の承認を求めため、市議会に議案を提出しまして、1月28日開催の臨時議会で質疑がございました。質問された議員は田原議員、石川議員、飯倉議員、黒川議員でございます。質問の主な内容は、衆議院と国民審査の投票期間が異なることへの対応、なりすましによる投票の対応、急な選挙による準備の遅れ、公共施設をキャンセルした件数、啓発の取組、事件性への配慮などございました。

続きまして、衆議院の投票の結果でございます。投票率についてでございますが、小選挙区で申し上げますと、県内の市と区全体で、49でございますが、本市の投票率は上から5番目でした。近隣市ですと和光が4番目で、一位を申し上げますと、さいたま市浦和区、二位がさいたま市中央区、三位がさいたま市大宮区という結果でございます。都市部での投票率が高い傾向が見受けられたものでございます。

続きまして、選挙期間中に係る問題といたしまして、ポスター掲示板市内275箇所設置してございますが、そのうち5箇所、市役所のところ、あと本町二丁目、本町三丁目、膝折町一丁目、膝折町五丁目のポスター掲示板に落書きがございました。いずれも、候補者のポスター部分に係るところには落書きがなく、余白部分に落書きがございました。いずれも、それぞれ朝霞警察署に被害届は出しているところでございます。

続きまして報告でございます。市では第五期朝霞市特定事業主行動計画と、第二期朝霞市障害者活躍推進計画を策定することとしてございます。このことについては市全体ということではなくて、それぞれの任命権者と連名で策定するというところでございまして、選挙管理委員会におきましては、既に委員長に御署名をいただいているところでございます。この計画の主な内容でございますが、第五期朝霞市特定事業主行動計画というものについては、通称、次世代育成支援法及び女性活躍推進法に基づいて、国と地方公共団体の機関は事業主として、計画を策定するもの

とされているものでございます。

内容でございますけれども、第四期までの計画に、職員の介護離職防止という観点の追加と職員意識調査を実施するという、時間外勤務の縮減を最優先課題に設定すること等が加わっております。もう一つでございますが、第二期朝霞市障害者活躍推進計画の策定でございますが、こちらの主な内容については、障害者の雇用の促進に関する法律等に基づき策定を行うものとされておりますことから、策定するものということでございます。この計画の策定に当たりましては障害者活躍推進計画作成指針の一部改正による対応と、障害のある職員への意見聴取というものでございます。

続きまして3月議会の報告でございます。本日午前9時から議案に対する質疑が行われてございます。主な内容でございますが、新年度予算等に係るものでございまして、令和8年度の選挙管理委員会にかかる予算額は、選挙執行経費を除き、令和8年度が6,850万1,000円で、令和7年度の2,969万5,000円と比較しまして、3,880万6,000円の増額となっております。その主な理由につきましては、選挙システムの標準化に係る委託料として3,914万7,000円が新しい予算として加わっているものでございます。標準化というものについては、それまで各自治体で選挙システムを運用していたのですが、これを国が定める標準的なシステムに全国統一して、かつ国が定めたガバメントクラウドというコンピューターにデータを入れて運用するというものでございます。以上でございます。

○細田委員長

報告が終わりましたが、何かございますか。

○藤井委員

国がやるガバメントクラウドというのはどんな方式なんですか。

○高橋局次長

現在、朝霞市の場合は、選挙人名簿について、市役所の庁舎内にデータを持っております。それと、各自治体で今までは様々な形式でデータを保存していたのですが、それを全国同じ内容で統一していきましょと、それと併せて庁舎内で保存していた選挙人名簿のデータを国が定めるデータセンターの中に移すという方式に変わるものでございます。

○金子委員

あと、すみません。先ほどの市と連名でという第五期朝霞市特定事業主行動計画と、第二期朝霞市障害者活躍推進計画というものはこれから出来上がるのですか。

○高橋局次長

はい。これから出来上がるものでございます。

○金子委員

出来上がったら私たちにも頂けますか。

○高橋局次長

はい。出来ましたらお渡しいたします。

○細田委員長

一度、暫時休憩いたします。

～休憩～

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに何かありますか。特にありませんかね。

◎6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委員